**熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書**

この仕様書は、今治市が発注する工事において、熱中症対策を徹底し、建設現場の労働環境を改善することを目的としたものです。

（対象工事）

第１条 本工事は、愛媛県熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、工事期間中の日最高気温が３０度以上を超える真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

（施工箇所が点在型の場合）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、点在する箇所毎に工事期間中の日最高気温が30 度以上を超える真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

（夜間工事の場合）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、工事期間中の作業時間帯の最高気温が30 度以上を超える真夏日を対象に間接費の補正を行う試行工事である。

（実施協議）

第２条 熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、気温の計測方法及び計

測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行い、施工計画書等に記載するものと

する。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上

対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）（日最高ＷＧＢＴ25℃以上対象）を用いることを標準とする。

（その他）

第３条 この特記仕様書および試行要領に定めのない事項については、受発注者協議によるものとする。また、愛媛県熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領及び本仕様書において、本仕様書を優先する。